

「国民運動」としての 主権者教育推進の重要性。

主権者教育推進会議の最終報告

今年三月三十一日、私が座長を務めた文科省の主権者教育推進会議が「今後の主権者教育の推進に向けて」との最終報告を取りまとめた。

私が主権者教育に取り組み始めたのは、〇八〇九年の福田康夫・麻生太郎内閣の頃である。首相直属の

主権者教育推進会議による「最終報告」が発表された。座長を務めた筆者が語る、「未来の有権者」を育てる方途とは。



篠原文也

しのはらぶみや（政治解説者）

一九四七年大分県生まれ。早稲田大学政治経済学部卒業後、日本経済新聞社に入社。同社政治部次長、テレビ東京解説委員、政治解説者として五〇年近くにわたり政治をウォッチ。玉川大学客員教授。文科省の「主権者教育推進会議」座長も務め、「主権者教育の伝道師」的存在。

スだつたが、十八歳選挙権の導入に伴い、政治的中立性を担保しながら積極的に主権者教育を推進する方針に変わった。そして、一六年七月の参議院選挙での十八歳投票率は「五一・二八五一」と五割を超える程度の効果が確認されたのである。

ところが、翌一七年十月の衆議院選挙での十九歳投票率は「三三・二五三三・二五」と大きく下がってしまった。

十九歳になると、大学進学等で環境も変わる。住民票を地元に残して進学し、投票しなかった人もいたりう。それでもこの落差は無視できない。十八歳選挙権導入の効果が、わずか一年で剥がれ落ちた事実に我々は愕然とし、主権者教育を今一度リセットする必要性を痛感した。文科省も危機感をもち、翌一八年に主権者教育推進会議を立ち上げる。私はその座長を務めることになった。

通常、政府の有識者会議は長くて

一年程度で終わることが多いのだが、主権者教育推進会議は約二年半にわたり議論した。二二年に「十八歳成人」が導入されることを見越し、この機会に議論をし尽くして、再びこうした会議を立ち上げなくて済むようにとの思いからであった。

主権者教育先進国であるイギリスやドイツ、また国内でも主権者教育に熱心に取り組む学校など、国内外の視察も積極的に行つた。また教育界のみならず幅広い分野の関係者からもヒアリングを精力的に進め、今回の最終報告をまとめたのである。

我々が重視したコンセプトは、主権者教育の「入口」と「出口」を明確に位置づけることだった。入口とは社会にまず関心をもつてもらうことであり、出口の意思表示として選挙がある、という位置づけだ。

主権者教育の入口は、幼少期から小中学校にかけての時期に、社会の

動きに关心をもつことである。主権者教育というと、選挙や模擬投票を思い浮かべる人も多い。だが重要なのはパブリックマインドをどう育むかということだ。「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」との教育基本法の精神を伝えることである。その意味では、社会にかかる防災教育や海事教育なども、主権者教育の一環として位置づけられる。

新学習指導要領でも、小中学校における社会化等の充実、高校における「公共」科目的新設など、各学校段階での主権者教育を拡充する項目が入っている。学習指導要領の面でも主権者教育推進の流れができる。また最終報告の一つの柱として、「モデル校での実践研究」という項目を盛り込んだ。主権者教育推進のモデル校を決め、児童会、生徒会、ボランティア活動などの取り組みも

含め、具体的な実践事例を収集し、横展開していく。今年度からスターすべく、文科省がいまモデル校の選定を進めている。

学校で主権者教育を推進する際、政治的中立性の担保が問題になる。最終報告にも「政治的中立性を確保しつつ、現実的具体的な政治的事象を扱うことを積極的に行う」との立場から、「主権者教育で扱う社会的、政治的な課題に唯一絶対の正解があるわけでなく、合意形成を図っていく過程が重要」との記述を盛り込んだ。ドイツでは中立三原則（ボイテルスバッハ・コンセンサス）により、論争のある課題は論争のあるものとして扱い、教師が自らの意見を押し付けないよう定めている。また、主権者教育用の副教材は連邦政治教育センターが作成し、超党派議員による委員会がチェックする。こうしたドイツの仕組みは参考になるだろう。



主権者教育のあり方を考えるシンポジウム。
写真左端が進行役の筆者
(2020年10月、東京都内) ©共同

の主張を作るのに適した媒体だ。論理的思考力を養うためにも、子どもが触れる機会を多くすべきだろう。私は中央教育審議会委員として、新学習指導要領の作成にも携わった。デジタル教科書の導入にあたり、その利点は生かしつつも、身につけるべき知識は紙で行うよう訴えた。そして答申に、デジタル教科書との併用は「紙の教科書をベースとしつ」という一文が加わった。家庭における主権者教育を推進する上では、学校と家庭をつなげるP

T Aの役割も大きい。報告書でも触れているが、全国各地の P T A 団体が連携して、主権者教育の重要性への普及啓発を図ってもらいたい。また、家庭教育の推進には、そのための国、自治体レベルでの組織の拡充・強化が不可欠である。最終報告でも「こども庁（仮称）といつた子供・家庭を総合的に司る組織が作られる場合には、新たな組織内に拡充・強化した家庭教育に関わる部局の設置を検討すべき」と提言した。一方、出口としての意思表示の形が選挙である。

選挙は「選ぶ側と選ばれる側のコラボレーション」というのが私の持論だ。そこで、選ばれる政党・政治家の側にも努力してほしいと考え、各政党に主権者教育の推進を働き掛けてきた。その結果として、自民党は二〇一〇年参院選から子ども向け政策集を作り始めた。公明党も続い

家庭教育の役割と選ばれる側の責任

主権者教育で家庭が果たす役割は大きい。例えば子連れ投票に一緒に行けば、「選挙はこういうものか」と子どもの原体験に残り、自分が選挙権をもつたときに投票に行く気持ちが生まれる。従来は、子連れ投票を認める地域と認めない地域が混在していた。公職選挙法改正により、今では全国一律で子連れ投票が認められているので、選挙の際にはぜひ親子で投票所に行つてもらいたい。私が教えている大学で、投票に行かない学生にその理由を尋ねたことがある。一人の学生は「親が投票に行くのを見たことがないので、自分も行かなくていいと思った」と答えた。親や家庭の役割がいかに大きいかを実感したものだ。

また、家庭内で社会や政治のことについて親子で話し合う機会を、もつと作つてもよいはずだ。例えば学校と家庭のコラボレーション（協働）で、教師が宿題として社会問題のテーマを与える。週末に児童・生徒が親とそのテーマについて話し合い、その結果をレポートで提出する。こんな取り組みもあつていいだろう。家庭で社会や政治を話題にするのに最適なのは新聞を用いることだ。これまで学校で推進されてきたNIE（教育に新聞を）は、今後は家庭でも実践されていい。若者の情報源はインターネットやSNSが中心になり、ちょっと前の調査では二十代で新聞を購読しているのは四割にすぎなかつた。ネットやSNSにも利点はあるが、情報のつまみ食いで終わる恐れがある。ネット、SNS、テレビ、新聞をうまく使い分ける必要がある。その中で新聞などの活字媒体は、物事を深掘りして考え自分

て、一二年衆院選から子ども向け政策集を作成している。両党はその後も国政選挙のたびに出し続けており、「未来の有権者」が政治に関心をもつための働きかけを継続している。他の政党も子ども向け政策集を出したこともあつたが、自公両党ほど継続的にはなつてはいない。将来は与野党が競つて子ども向け政策集を出し、子どもたちが読み比べてリテラシー能力を身に付けるようになってほしい。未来の有権者を育てることもあるからだ。今後は政策集をどうやって子どもの手に行きわたらせるかも知恵を絞つてもらいたい。

主権者教育推進の課題について、最終報告でも触れた点をさらに二つ挙げておきたい。一つは、主権者教育の担い手である教員をどう養成するかである。教師向けの指導資料の作成や研修のあり方など、今後検討

していく必要がある。もう一つは、高校卒業後の大学生、中卒の人や若い社会人に對してどのような啓発ができるかである。大学への期日前投票所の設置や、カリキュラムに入れることなども、最終報告で言及している。また社会人向けリカレント教育で扱うことも考えられるだろう。さて、長引くコロナ禍は、主権者教育推進のよい機会になるだろう。政治や行政が自分たちの生活に直接影響を及ぼすことを、強く実感する機会となつたはずだからだ。故・中坊公平氏は「現場に宇宙がある」「現場に神宿る」と言つていた。テレビで報じられる医療の厳しい実情も、アクリルボードで仕切られた席での食事も、すべてが現場だ。子どもや若者が、政治や社会の動きを他人事ではなく自分事と考えざるを得ない環境が、コロナ禍で生まれている。

加えて、今年は東京都議選と衆議院選挙、来年は参議院選挙という選挙イヤーである。コロナ禍で高まつた社会への意識を、投票で意思表示できる、絶好の時期なのだ。「投票率」も「投票質」も低い状況が続くと、「観客民主主義」になつてしまう。主権者が「私たちは関心がないのでお任せします」と政治に無関心になり投票の権利を放棄してしまえば、観客民主主義に堕してしまう。そうならないためにも、主権者意識を持ち続けなければならない。

最後に、最終報告とは切り離した形で「座長見解」として提示した内容について。それは、①主権者教育を進めても、投票率や投票質の向上・深まりにつながつていかない場合には、諸外国の状況なども参考にしながら、将来的には投票のあり方について検討すべきではないか。②その際、憲法改正が必要になるかも

現れるのではないか、といふものだ。現在の憲法上は投票は権利であつて義務ではないが、権利には義務がありには責任が伴う（報告書にも明記）ことを考えれば、先々の状況によつては義務化も検討してはどうか。イタリア、オーストラリアなどは既に投票が義務化されている。もつとも、それは将来の選択肢であり、まずは主権者教育の推進方策の実施が大切なのは改めて言うまでもない。

最終報告では、主権者教育の推進を「社会総がかりでの『国民運動』としての取り組みが重要」と結論づけた。行政レベルだけでなく、学校、家庭、PTA、それに地域組織やNPO、そして政治家や政党などあらゆる層が協力し合ひ、国民運動として取り組むことで、主権者教育推進の継続的な潮流ができるのである。□